

送電線工事架線電工技能資格認定要項

平成17年10月 1日

平成19年10月1日改訂

社団法人 送電線建設技術研究会

関 東 支 部

まえがき

送電線は産業や市民生活を支える重要なインフラであり、ライフラインとして欠かすことが出来ないものである。送電電工はわが国の高度成長を支える基盤整備としての送電線工事に従事し、最前線でこれまで多くの貢献をしてきた。送電線工事は特殊な分野であり、送電電工は特殊技能集団として一部で高い評価を受けてきたが、そうした技能集団形成には一人ひとりの電工の基礎から体系だった教育訓練が不可欠である。

現在従事している送電電工はこうした教育訓練を受け、現場経験を積んで所定の業務を実践しているが、そうした過程が資格制度として反映されていない実態にある。それ故に、送電電工は「無資格で誰にでもできる職種」と誤解を招く懸念もあった。

社会的に重要な送電設備を直接建設・保守する従事者(送電電工)は、施工品質、施工安全等に関して所定の技術技能水準に達した者でなくてはならない。そのことが内部的にチェック可能であり、外部からも透明で安心を与える仕組みが必要である。

今回、送電線建設技術研究会関東支部ではそうした社会的要請に応えつつ、送電電工自身、協力会社、元請工事会社、電力会社それぞれに有意義と考えられる「電工資格制度」導入検討を開始した。検討にあたっては関東支部4部会(企画運営・技術・安全・教育各部会)長会議のもとに「電工資格検討諮問タスク」を設置し、東京電力のご協力を得ながら鋭意検討を推進した。

検討当初は本格資格制度導入が念頭にあったが、電工保有会社の教育訓練実態を調査したところ、その多くはしっかり体系化された電工の育成を実践していることが判明した。このため、多くの時間をかけることなく、まず所期の目的を早期に実現するため、電工育成実態を追認する形で「暫定資格制度」としてスタートさせることとした。

引き続き「本格資格制度」への移行についても検討を継続している。その一環でアンケートやヒアリングにより、電工自身を含め広く意見を集め反映することを考えている。本格制度にとって最も重要なことは、若者たちが電工職種を選択し、定着していくための有効な手段として制度が機能することである。そのためには送電電工の処遇への反映や自己実現の手助けになるような制度の構築を考えていかなければならない。現在実施している電工の詳細実態調査のトレンドを押えるなど将来を見据えながら、「本格資格制度」への移行は慎重に進めていきたい。

関東支部 企画運営部会長
岩瀬 俊男

目 次

[項目]	[頁]
1 架線電工資格認定	
1. 1 架線電工特級 (マスターラインマン)	1
1. 2 架線電工1級・2級・3級	
1. 2. 1 資格認定の必要条件	1
(1) 資格認定に必要な実務経験	1
(2) 教育課程	1
(3) 習得技能	2
(4) 資格要件	2
1. 2. 2 資格認定までの手順	
(1) 資格認定申請書の提出	2
(2) 資格認定申請書の審査	2
(3) 登録申請の手続き	3
(4) 資格認定証の交付	3
1. 2. 3 作業員名簿への記載	3
1. 2. 4 資格認定証の更新	
(1) 資格更新時期	3
(2) 資格更新の手続き	3
(3) 資格認定証の交付	3
1. 2. 5 資格辞退時の取り扱い	4
1. 2. 6 所属工事会社等の変更時の取り扱い	4
1. 2. 7 資格認定証の再交付時の取り扱い	4

送電線工事架線電工技能資格認定要項

平成17年10月制定

平成19年10月改訂

送電線工事架線電工技能資格認定種別は、架線電工特級、1級、2級、3級の4区分とし、協力会社は社員に『(暫定)架線電工技術技能標準レベル』に基づいて「安全衛生管理知識」「施工管理知識」「習得技能(架線)」「資格取得」の4科目を履修させ、かつ下記の各実務経験を満たす者について認定し、元請工事会社に申請をする。元請会社は、その申請内容を審査・確認した後に(社)送電線建設技術研究会に登録申請することができる。(社)送電線建設技術研究会は、登録申請内容を照査し、資格の登録及び認定証を交付する。

架線電工資格認定のための認定・申請・審査・登録申請・認定証交付に至る手順は、下記による。

1 架線電工資格認定

1.1 架線電工特級(マスターラインマン)

送電線工事技能資格認定における架線電工特級には、送研技能顕彰制度に定める技能顕彰者「マスターラインマン」の称号を有する者(かつて有した者を含む)とし、その詳細内容は別に定める技能顕彰規程による。

1.2 架線電工1級・2級・3級

1.2.1 資格認定の必要条件

(1) 資格認定に必要な実務経験

資格認定を受けようとする者は、次の実務経験(送電線工事を対象)を有する者とする。

電工資格	実務経験
1級	8年以上(かつ送研作業班長資格保有者)
2級	5年以上
3級	2年以上(かつ18歳以上)

(2) 教育課程

資格認定を受けようとする者は、別に定める『(暫定)架線電工技術技能標準レベル(付則資料参照)』に記載する「安全衛生管理知識」及び「施工管理知識」の教育課程を履修した者とする。

(3)習得技能

資格認定を受けようとする者は、『(暫定) 架線電工技術技能標準レベル』に記載する「習得技能 (架線)」を有する者とする。

(4)資格取得

資格認定を受けようとする者は、次の資格を有する者とする。

架線電工 資格	資格取得
1 級	送研作業班長
2 級	『推奨資格』 労働安全衛生法による電気取扱 (低圧) 特別教育修了者 労働安全衛生法による巻上げ機運転特別教育修了者 労働安全衛生法による小型移動式クレーン運転特別教育修了者 労働安全衛生法による高所作業車運転技能講習修了者 労働安全衛生法による建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 労働安全衛生法による足場の組立て等作業主任者
3 級	『推奨資格』 労働安全衛生法による玉掛け技能講習修了者 労働安全衛生法に準ずる キーロック方式安全ロープの使用取扱講習修了者

1.2.2 資格認定までの手順

(1)資格認定申請書の提出

協力会社は自己管理のもと、別紙 (様式-1) の (暫定) 架線電工技術技能標準レベル評価・登録表に基づき、所属社員の技術・技能レベルを評価し、登録する。当該架線電工資格条件を満たし、かつ当該架線電工として適していると判断される者について、別紙 (様式-2) の架線電工資格認定・登録申請書に「記載例」により所定事項を漏れなく記入し、前記の期間内に元請工事会社に認定申請する。この際、写真を申請書に貼り付けるとともに、認定証用写真 (縦30mm、横24mm、裏面に協力会社名、氏名を明記) を1枚添付する。

(2)資格認定申請書の審査

元請工事会社は、協力会社から申請された別紙 (様式-2) の架線電工資格認定・登録申請書を審査し、適格と認めた者に対し、その協力会社に登録申請の実施を通知する。

(3)登録申請の手続き

元請工事は、別紙（様式－２）の架線電工資格認定・登録申請書と別紙（様式－３）の架線電工資格登録申請書に「記載例」により所定事項を漏れなく記入し、前記の期間内に関東支部長に登録申請する。

但し、新規作業班長取得年度における、同年度の登録申請は、することができない。

(4)認定の手続き

支部資格認定選考委員会は、元請工社から登録申請された別紙（様式－２）の架線電工資格認定・登録申請書と別紙（様式－３）の架線電工資格登録申請書に瑕疵がないことを確認の上、その結果を支部長に上申する。

(5)資格認定証の交付（毎年9月30日）

送研関東支部が交付する。

1.2.3 作業員名簿への記載

元請工事は、登録された架線電工資格を、自社受注の請負工事に、作業員名簿に明示する義務を有する。

1.2.4 資格認定証の更新

(1)資格更新時期

社会情勢、技術革新、地域環境の変化などを考慮して、3年毎に資格認定証を更新する。

(2)資格更新の手続き

① 資格更新案内

支部は対象となる元請工社及び協力会社に、更新に関する案内を行う。

② 資格更新申請書の提出

協力会社は、3年毎に架線電工資格認定取得者の意向を調査のうえ、対象者に別に定める『架線電工特別講習内容（付則資料参照）』に記載する「安全衛生管理知識」、「施工管理知識」、「技能知識」の特別講習課程を履修する。架線電工への特別講習課程及び社内外教育の実績を付記し、元請工社へ別紙（様式－４）の架線電工資格更新認定・登録申請書を提出する。この際、認定証用写真（縦30mm、横24mm、裏面に協力会社名、氏名を明記）を1枚添付する。元請工社は、別紙（様式－４）の架線電工資格更新認定・登録申請書内容を確認後、（社）送電線建設技術研究会へ提出する。

(3)資格認定証の交付

支部資格認定選考委員会は、更新申請者について社内外教育を審査のうえ、更新手続きを行い、送研支部長により更新された資格認定証を元請工社を通して各更新申請者に交付する。

1.2.5 資格辞退時の取り扱い

架線電工の資格認定証を取得後、退職等により資格を辞退する場合は、別紙（様式－５）の架線電工資格辞退届出書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

1.2.6 所属工事会社等の変更時の取り扱い

架線電工の資格認定証を取得後、協力会社を替わった場合は、別紙（様式－６）の架線電工資格転出、転入申請書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

1.2.7 資格認定証の再交付時の取り扱い

架線電工の資格認定証を紛失等で無くした場合は、別紙（様式－７）の架線電工資格認定証再交付申請書を、元請工事会社を通して支部に提出する。

架線電工特別講習内容

1) 基本事項

基本的考え	対 象	内 容
○架線電工は、現場作業上の技術、技能能力をもつ重要な役割を担うものであり、その資質向上がますます重要課題となっている中でより質の高い架線電工育成を目指した講習の実施	○架線電工資格更新者を対象に実施	○下記講習内容により実施

2) 講習内容

資格区分	安全衛生管理	施工管理	技能
特級	—	—	—
1 級	1. 作業責任者としての役割について 2. 関連法規に関する知識について 3. 電気事業の概要について 4. 対外折衝の完全熟知について	1. 原価管理について 2. 品質管理について	1. 特別高圧、超高圧に関わらず全てにおける架線作業のポイントと急所について
2 級	1. 作業の安全基準について (作業班長テキストP99～169) 2. 災害事例の検討について	1. 工程管理について (作業班長テキストP199～200) 2. 環境への配慮について	1. 下記のポイントと急所について ・鉄塔組立図面の理解と組立 (技能編P454～517) ・各ワイヤの取扱と使用基準 (技能編P454～517) ・塔上、地上での延線、緊線作業 ・点検保守業務 (技能編P454～517)
3 級	1. 現場の衛生管理について (作業班長テキストP53～60) 2. 現場の安全衛生一般事項について (作業班長テキストP62～95) 3. 危険予知活動について (作業班長テキストP170～181)	1. 施工計画について (作業班長テキストP188～197)	1. 下記のポイントと急所について ・防護足場構築・解体 (技能編P652～668) ・金車及びがいし取付 (技能編P680～685、803～807) ・塔上、地上での延線、緊線作業 ・地線・電線の接続技術 (技能編P760～780) ・機械工具の取扱 (技能編P893～975)

(暫定) 架線電工技術技能標準レベル

区分		技 術 技 能 レ ベ ル			
電工資格	実務経験	安全衛生管理知識	施工管理知識	習得技能 (架線)	資格取得
特級	—	—	—	—	送研 マスターラインマン (かつて有した者を含む)
1級	8年以上 (送研作業班長資格保有者)	1. 作業責任者としての役割	1. 原価管理	1. 特別高圧、超高圧に関わらず全てにおける	送研 作業班長
		2. 関連法規に関する知識	2. 品質管理	架線作業を指揮指導	
		3. 電気事業の概要	3. 環境への配慮		
		4. 対外折衝の完全熟知			
		5. 災害事例の検討			
2級	5年以上	1. 作業の安全基準 (作業班長用テキストP99～169)注1	1. 施工計画 (作業班長用テキストP188～197)注1	1. 地線・電線の接続技術習得 (技能編P760～780)注2	『推奨資格』注3 ・電気取扱 (低圧) 特別教育 ・鉄骨組立作業主任者 ・足場組立作業主任者 ・高所作業車運転技能 ・巻き上げ機運転業務特別教育 ・小型移動式クレーン運転技能
		2. 危険予知活動 (作業班長用テキストP170～181)注1	2. 工程管理 (作業班長用テキストP199～200)注1	2. 鉄塔組立図面の理解と組立 (技能編P454～517)注2	
				3. 各ワイヤの取扱と使用基準 (技能編P617～622)注2	
				4. 塔上作業での準備および段取り	
				5. 地上作業での準備および段取り (技能編P645～651)注2	
				6. 塔上作業での延線、緊線作業	
				7. 地上作業での延線、緊線作業	
				8. 機械工具の取扱 (技能編P893～975)注2	
				9. 点検保守業務	
3級	2年以上 (18歳以上)	1. 安全衛生の基本的事項 (作業班長用テキストP33～51)注1	1. 施工管理の基本 (作業班長用テキストP183～187)注1	1. がいし、電線への乗りだし	『推奨資格』注3 ・玉掛け技能講習 ・キーロック使用取扱講習
		2. 現場の安全衛生管理 (作業班長用テキストP53～60)注1		2. 防護足場構築、解体 (技能編P652～668)注2	
		3. 現場の安全衛生一般事項 (作業班長用テキストP62～95)注1		3. 金車およびがいし取付 (技能編P680～685、803～807)注2	
				4. 熟練者の指導による延線、緊線作業	
				5. 熟達者の指導による点検保守業務	

注1) (社)送電線建設技術研究会における教本名 : 架空送電線路工事従事者用教材 作業班長用テキスト
 注2) (社)送電線建設技術研究会における教本名 : 架空送電線路工事従事者用教材 技能編
 注3) 推奨資格に明記してある諸資格は、暫定架線電工技術技能レベルにおける資格取得要件に該当しない。